

記入例(本様式は、妊娠のための治療を行う医師が記載します。)

若年がん患者等生殖機能温存治療実施証明書
(妊娠のための治療分)

若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業交付要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、妊娠のための治療(※1)を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

2022年 10月 1日

証明書を作成した日付

医療機関の所在地 新宿区西新宿2-8-1

医療機関の名称 都庁病院

診療科 産科・婦人科

主治医氏名(自署) 都方 太郎

・手書きする場合は、ボールペンなど筆跡が消えない筆記具で記入してください。
・誤記入箇所は、二重線で訂正してください。

| | | |
|--|--|--|
| 妊娠のための治療を受けた者 | ふりがな とうきょう みやこ | 生年月日 平成9年 4月 1日生 |
| | 氏名 東京 都 | 性別 男 ・ 女 |
| 生殖機能温存治療を受けた者(※2) | ふりがな | 生年月日 年 月 日生 |
| | 氏名 | 性別 男 ・ 女 |
| 若年がん患者等生殖機能温存治療を受ける指定医療機関ですか。 | 「いいえ」の場合は助成を受けることができません。 はい ・ いいえ | |
| 過去に若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業(生殖機能温存治療分)の助成を受けたことがありますか。 | ない ・ ある → 過去 (3) 回受けた (助成を受けたことがある場合) 助成を受けた道府県名 () | |
| 治療方法 | ・治療開始日とは、採卵準備のための投薬開始時点、自然周期で採卵を行う場合であって投薬前の卵胞の発育モニターやホルモン検査等の実施時点又は精子採取の 1 凍結した卵(又は精子)を用いた妊娠のための治療 2 凍結した未受精卵子を用いた妊娠のための治療 3 凍結した卵巣組織再移植後の妊娠のための治療 4 凍結した精子を用いた妊娠のための治療 | |
| | 妊娠のための治療開始日 (2022年 8月 1日) 妊娠のための治療終了日 (2022年 9月 3日) ※上記実施日と同じ場合も記載してください。 実施医療機関 (第二本庁舎病院) | |
| | 実施した治療又は内容の該当する記号に○を付けてください。 | |
| | I | A 新鮮胚移植を実施 |
| | | B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期程度の間隔を空けた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合。OHS S(卵巣過剰刺激症候群)等を含む。) |
| | II | C 以前に凍結した胚による胚移植を実施 |
| | | D 人工授精を実施 |
| | | E 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 |
| | F 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精など異常授精等による中止 | |
| | G 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止 | |
| II | I以外で他医療機関依頼、院外処方等がある場合はこちらに御記入ください。(※3) 他医療機関への依頼 あり ・ なし 院外処方 あり ・ なし 医療機関名 () 依頼内容 () 上記の医療費について、今回の領収金額に 含む ・ 含まない | |
| 領収金額合計 | 18,200 円(内訳は裏面のとおりに) | |
| 患者に交付した領収書記載の金額(税込)を記載してください。 | | |

- ※1 生殖機能温存治療により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療のこと。
- ※2 妊娠のための治療に用いた凍結検体の提供者又は凍結検体を再移植した方の氏名を記載すること。
- ※3 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、主治医が患者から治療費として支払った領収書の提出を受け、領収金額を記載してください。

(裏面)

領収金額 内訳証明書

| 項目 | 費用 |
|------|---------|
| 人工授精 | 18,200円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| | 円 |
| 合計 | 18,200円 |

助成対象となる金額の合計額を記載してください。

| 治療期間 |
|---------------------|
| 2022年8月1日～2022年9月3日 |

妊娠のための治療治療開始日及び妊娠のための治療終了日を記載してください。

| 領収金額に関する問合せ先 | |
|--------------|--------------|
| 担当課 | 医事課 |
| 担当者 | 東京子 |
| 電話番号 | 03-5321-1111 |

- ・ 助成対象となる治療費のみを計上してください。
- ・ 助成の対象となる治療費は、妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。
- ・ 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合の費用は対象外です。
- ・ 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、主治医が患者から治療費として支払った領収書の提出を受け、領収金額を記載してください。